

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

| 規則  | ページ |
|---|-----|
| ◎高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則                                    | 1   |
| ◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則                                       | 2   |
| 高知県選挙管理委員会告示  |     |
| ○告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 | 3   |
| 入札公告  |     |
| ○一般競争入札(分析走査電子顕微鏡システムの借り入れ)の公告                                | 4   |
| 落札公告  |     |
| ○落札者等の公告(2件)  | 5   |
| ○落札者等の公告  | 5   |

## 規則

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月15日

高知県知事 濱田 省司

## 高知県規則第64号

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則  
高知県クリーニング業法施行細則(平成7年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

## 別表(第4条関係)

## 1 消毒方法

|                 |  |
|-----------------|--|
| 蒸気による消毒         | 摂氏100度以上の湿熱に10分間以上触れさせる方法  |
| 熱湯による消毒         | 摂氏80度以上の熱湯に10分間以上浸す方法  |
| 塩素剤による消毒        | 次に掲げるいずれかの方法<br>1 さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、1リットルにつき遊離塩素250ミリグラム以上のその水溶液に摂氏30度以上で5分間以上浸し、終末遊離塩素が1リットルにつき100ミリグラムを下らない方法<br>2 亜塩素酸水を使用し、1リットルにつき遊離塩素25ミリグラム以上のその水溶液に摂氏20度以上で10分間以上浸す方法又は1リットルにつき遊離塩素50ミリグラム以上のその水溶液に摂氏10度以上で10分間以上浸す方法 |
| 界面活性剤による消毒      | 逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に摂氏30度以上で30分間以上浸す方法   |
| ホルムアルデヒドガスによる消毒 | あらかじめ真空にした装置に容積1立方メートルにつきホルムアルデヒド6グラム以上及び水40グラム以上を同時に蒸発させ、密閉したままで摂氏60度以上で1時間以上触れさせる方法  |
| 酸化エチレンガスによる消毒   | あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスを1に対し炭酸ガスを9の割合で混合したものを注入し、大気圧に戻し、摂氏50度以上で2時間以上触れさせるか、又は1平方センチメートルにつき1キログラムまでに加圧し、摂氏50度以上で1時間以上触れさせる方法   |
| 過酢酸による消毒        | 1リットルにつき過酢酸150ミリグラム以上のその水溶液に摂氏60度以上で10分間以上浸す方法又は1リットルにつき過酢酸250ミリグラム以上のその水溶液に摂氏50度以上で10分間以上浸す方法   |

## 2 消毒の効果を有する洗濯の方法による消毒方法

|          |  |
|----------|--|
| 熱湯による場合  | 摂氏80度以上の熱湯に10分間以上浸す工程を含むもの   |
| 塩素剤による場合 | さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、1リットルにつき遊離塩素250ミリグラム以上のその水溶液に摂氏30度以上で5分間以上浸し、終末遊離塩素が1リットルにつき100ミリグラムを下らない方法で漂白する工程を含むもの |

|                     |  |  |   |
|---------------------|--|--|---|
| 四塩化（パークロル）エチレンによる場合 | 四塩化エチレンに5分間以上浸し、洗濯をした後、四塩化エチレンを含む状態で摂氏50度以上に保たせ、10分間以上乾燥させる工程を含むもの   |  | 附 則<br>この規則は、公布の日から施行する。<br>~~~~~<br>高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。<br>令和7年7月15日<br>高知県知事 濱田 省司<br>高知県規則第65号<br>高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則<br>高知県災害救助法施行細則（昭和23年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。<br>第10条第1項及び第13条第2項中「第8条」を「第8条第1項又は第2項」に改める。<br>別表第1の1の(1)のウ中「350円」を「360円」に改め、同表の1の(2)のアの(イ)中「6,833,00円」を「7,089,000円」に改め、同表の2の(1)のウ中「1,330円」を「1,390円」に改め、同表の3の(3)のアの表中「19,800円」を「20,300円」に、「25,400円」を「26,100円」に、「37,700円」を「38,700円」に、「45,000円」を「46,200円」に、「57,000円」を「58,500円」に、「8,300円」を「8,500円」に、「32,800円」を「33,700円」に、「42,400円」を「43,500円」に、「59,000円」を「60,600円」に、「69,000円」を「70,900円」に、「87,000円」を「89,300円」に、「12,000円」を「12,300円」に改め、同表の3の(3)のイの表中「6,500円」を「6,700円」に、「8,700円」を「8,900円」に、「13,000円」を「13,400円」に、「15,900円」を「16,300円」に、「2万円」を「20,500円」に、「2,800円」を「2,900円」に、「10,400円」を「10,700円」に、「13,600円」を「14,000円」に、「19,400円」を「19,900円」に、「23,000円」を「23,600円」に、「29,000円」を「29,800円」に、「3,800円」を「3,900円」に改め、同表の6の(1)のイ中「51,500円」を「53,900円」に改め、同表の6の(2)のイの(ア)中「717,000円」を「739,000円」に改め、同表の6の(2)のイの(イ)中「348,000円」を「358,000円」に改め、同表の7の(2)中「14万円」を「143,900円」に改め、同表の9の(3)のイ中「5,200円」を「5,500円」に、「5,500円」を「5,800円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同表の11の(4)のア中「3,600円」を「3,700円」に改め、同表の11の(4)のイの(イ)中「5,700円」を「5,900円」に改め、同表の12の(3)中「226,100円」を「232,200円」に、「180,800円」を「185,700円」に改める。<br>別表第2の1中「第4条第1号から第4号まで」を「第4条第1号から第5号まで」に改め、同表の1の(1)のア中「23,500円」を「23,800円」に改め、同表の1の(1)のイ中「15,200円」を「15,300円」に改め、同表の1の(1)のウ中「15,500円」を |
| 過酢酸による場合            | 1リットルにつき過酢酸150ミリグラム以上かつ摂氏60度以上のその水溶液に10分間以上浸す工程を含むもの又は1リットルにつき過酢酸250ミリグラム以上かつ摂氏50度以上のその水溶液に10分間以上浸す工程を含むもの |  |   |

「15,700円」に改め、同表の1の(1)のエ中「14,600円」を「15,000円」に改め、同表の1の(1)のオ中「15,200円」を「15,800円」に改め、同表の1の(1)のカ中「25,700円」を「28,300円」に改め、同表の1の(1)のキ中「24,700円」を「26,400円」に改め、同表の1の(1)のク中「25,700円」を「27,000円」に改め、同表の2中「第4条第5号から第10号まで」を「第4条第6号から第11号まで」に改める。

別記第6号様式（その1）中「第8条」を「第8条第1項（第2項）」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 選挙管理委員会告示

##### 高知県選挙管理委員会告示第51号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月3日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

#### 2 老人ホームの表中

|                          |               |
|--------------------------|---------------|
| 社会福祉法人むろと会特別養護老人ホーム丸山長寿園 | 室戸市室戸岬町1675番地 |
|--------------------------|---------------|

を

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 社会福祉法人むろと会特別養護老人ホームセーラスむろと | 室戸市室津1582番地 |
|----------------------------|-------------|

に改める。

## 入札公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年7月15日

高知県警察本部長 岩田 康弘

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量  
分析走査電子顕微鏡システム 一式

- (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。

- (3) 借入物品の借入期間

令和8年1月1日から令和17年12月31日まで

- (4) 借入物品の借入場所  
入札説明書による。

#### (5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定

により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部警務部会計課用度係

電話番号088-826-0110（内線2252）

### (2) 入札説明書の交付方法

令和7年7月15日（火）から同年8月8日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

### (3) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年8月27日（水）午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年8月26日（火）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

#### イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部1階  
102会議室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

### (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品を納入することができることを証明する書類を令和7年8月8日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間

において、高知県警察本部長から当該書類に該当する場合に該当しない場合は、これに応じなければならない。

### (4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他の規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### (5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

### (6) 手続における交渉の有無

無

### (7) 契約書作成の要否

要

### (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和7年7月28日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

### (9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

### (10) 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Scanning Electron Microscope System 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 8 August 2025

(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Wednesday 27 August 2025

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the section noted in (5) by 5:00 P.M. on Tuesday 26 August 2025

(5) Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544  
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(6) Others: As in the tender documentation

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年7月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
第4次府内クラウド整備等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 落札者を決定した日  
令和7年6月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3
- 5 落札金額  
1,272,740,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和7年4月18日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年7月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
Officeソフト (JUST Government 5) 5,000ライセンス
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館

- 3 落札者を決定した日  
令和7年6月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額  
月額 2,128,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和7年4月25日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年7月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
高知県財務会計システム再構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年6月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社K C C 高知支店 高知市本町四丁目2番31号
- 5 落札金額  
869,132,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和7年4月28日